

電気式「生ごみ処理機」購入助成事業 利活用のおすすめ！！

ごみ減量化につながります。

- ◎氷川町では、「燃えるごみの量を10%削減する減量化宣言」を行いました。
一般家庭又は事業所から排出される「生ごみ」の減量を促進するため、電気式「生ごみ処理機」を購入される方に対し、購入費の一部を助成しています。
生ごみ処理機で、おおよそ80%の減量化ができます。是非、ご検討願います。

対象者

●助成金の交付を受けることができる方は、次の条件を全て満たす方です。

- ◇町内に住所を有し、かつ、居住されている方。事業所用は町内に住所を有している事業所。
- ◇町内（家庭・事業所内）に処理機を設置する場所を確保している方
- ◇自己の責任において生ごみ処理機を適正に維持管理できる方
- ◇堆肥化された生ごみを自ら適正に処理することができる方
- ◇町税等（※1）の滞納がない方（世帯員を含む。）
- ◇購入から1年以内であること。

助成金額

- ◇処理能力が10kg未満の処理機：購入費の2分の1以内（上限30,000円）
- ◇処理能力が10kg以上の処理機：購入費の2分の1以内（上限500,000円）
- 一世帯、一事業所につき1基まで（5年間）（※2）
- 購入価格については、消費税を含むものとし、助成金について100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。また、購入費には工事代や別売品、保証料、配送料等は含みません。

※1 町税等とは①町民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税 ⑤町営住宅使用料
⑥介護保険料 ⑦保育料 ⑧下水道使用料 ⑨後期高齢者医療保険料などです。

※2 前回の申請から5年経過することにより、新たな「生ごみ処理機」の購入に対し、申請ができます。

- 購入先の販売店は、町内・町外から購入可能です。
- 町民課に代理店指定申込がある町内の代理店から購入の場合、助成金額を差し引いた金額で購入可能です。町からの助成金額は代理店に支払います。

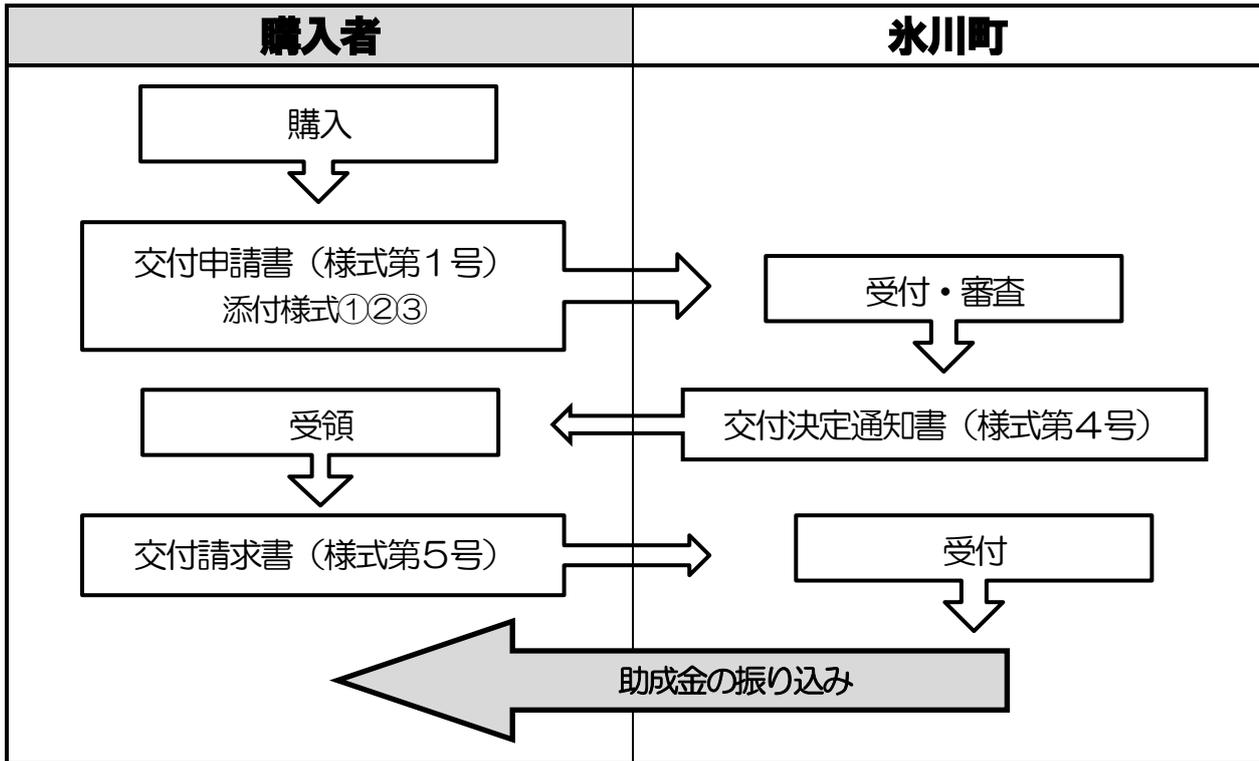
（裏面には「助成金・交付手続きの流れ」を記載しています。）

- 申請書類は、氷川町役場／町民課又は宮原振興局／地域振興課に備え付けてあります。
氷川町公式ホームページからでもダウンロードできます。
- 申請書類は氷川町役場／町民課又は宮原振興局／地域振興課に提出してください。

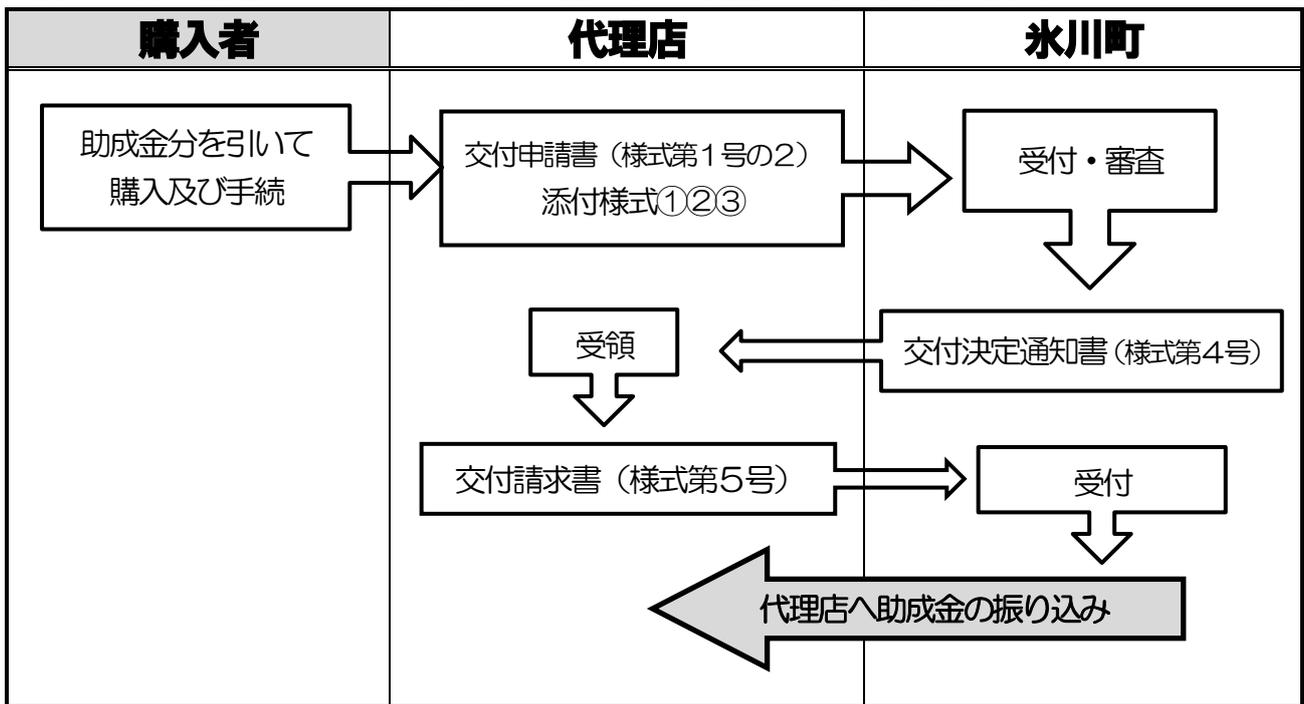
★問い合わせ先★ 氷川町役場 町民課 電話 52-5851

「助成金・交付手続きの流れ」

①全額を販売店へ支払い、助成金を購入者が請求する場合



②全額から助成金分を引いた金額で購入する場合（代理店指定の町内事業者に限る）



※下記をチェックして下さい。

【添付書類】 ①処理機を購入した領収書の写し又は販売証明書（様式第2号）

②処理機の保証書の写し

③購入者の町税等徴収関係資料確認同意書（様式第3号）（様式3号の2）

申請者、領収書（レシート不可）、保証書の氏名は口座名義人と必ず同一であるようにしてください。

申請書には必ず、処理機を購入したことを証明する領収書

①購入者の氏名・②販売金額・③購入年月日・④メーカー名・⑤型式・⑥購入店名及び責任者印「代表者印か店長印」が記載されたもの